

## 大学生時代の矢部貞治（3）

### A Basic Study on Teiji Yabe's student days at Tokyo Imperial University (3)

大谷伸治\*

Shinji OHTANI\*

#### 要旨

本稿の目的は、矢部貞治（東京帝国大学法学部教授・政治学）が大学生時代に受講した講義を特定し、教授たちからどのような影響を受けたのかを考察することである。（3）では、小野塚喜平次（政治学）、末弘巖太郎（労働法制）、寛克彦（行政法）、土方成美（財政学）からの影響を考察した。

キーワード：矢部貞治 小野塚喜平次 末弘巖太郎 寛克彦 土方成美

#### 6. 小野塚喜平次一護憲三派内閣の誕生と「輿論」一

2年生冬学期には、小野塚喜平次と出会った。「思ってたより非常に若く見える。然し落ち着いて円満な話しぶりをされるのを見ればやはり老大家だと云ふ感もする」（1924年11月4日条）という初対面の印象通り、「如何にも学問らしい講義だ。静かに耳を傾けてみると自然に小野塚さんの領域に引き入れられる」（11月11日条）と、すぐさま小野塚政治学の虜となった。講義期間中の日記で確認できる小野塚評はこれだけだが、講義筆記ノートが残っている。ノートをもとにシラバスを再構成すると表4のようになる。

ここで注目したいのは最終週である。本論の第二篇がないのに「第三篇」となっている。しかし、これは矢部の間違いではない。左頁の補註に「第二篇ハ政治地理ノ第四篇 統治組織ノ政治的觀察。ノ時間ナキ故ニ第三篇ヲ代表セシメテ輿論ヲ説セント欲ス」とあるからである<sup>78)</sup>。2月中旬に3回休講して時間がなくなってしまう、第2篇が省略され、第3篇のうち「輿論」の章のみが講じられたのである。

小野塚の政治学講義については、矢部も青少年時代を執筆した評伝『小野塚喜平次 人と業績』に詳しい。教授時代は蠟山政道が担当し、小野塚の政治学講義の内容と変化について、最初の数年間の講義を基礎とした『政治学大綱』（1903年）と、入手できた1914年と1919年の講義筆記ノートを比較検討している。そ

の結果、『政治学大綱』と1914年の筆記ノートはかなり変化しているが、1914年と1919年のノートには大差がないことから、小野塚の政治学講義は大正年初に大きく変化しただけだとする。とはいえ、その変化とは『政治学大綱』の「国家原論」と「政策原論」の二部構造に無理があったため、「国家原論」の中に「政策原論」を吸収し、これを政治学として統一したものであって、章節や個々の概念や定義については若干の事項が加えられただけでほとんど変化はないという。たしかに、蠟山が示している1919年度講義の編目構成をみると、緒論と本論第1篇までは若干字句の違いはあるものの同じ内容で、その後、第2篇「領土ノ政治的觀察」、第3篇「社会政治的觀察」、第4篇「統治組織ノ政治的觀察」と続く<sup>79)</sup>。1924年度は時間がなくなり第2篇と第4篇が省略されたものの、当初は予定されていたのだから、蠟山の分析が正しかったことを証明している。

ただここで考えたいのは、小野塚が最後のテーマに「輿論」を選んだ理由である。1919年度講義では、第2篇以降は16章あり、第3篇だけでも5章ある（「人類ノ変化性」「民族」「階級」「輿論」「政党」<sup>80)</sup>）。このように数ある章の中から、小野塚はなぜ「輿論」をもって代表せしめることを欲したのであろうか。それは、1924年6月に加藤高明護憲三派内閣が成立したからではないだろうか。第二次護憲運動というまさに

\*弘前大学教育学部社会科教育講座

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

表4 小野塚喜平次「政治学」1924年度講義の内容  
 必修科目（第4学期（冬学期）・毎週授業時数4）  
 開講曜日：火曜午後・木曜

目次	日付
参考書〔タイプ打ち参考文献リスト1枚もあり〕	11/4（火）参考書紹介のみ*
緒論	
第一章 学（Science）	11/6（木）
第二章 学ノ分類ト広義ノ政治学	11/11（火）*
第三章 広義ノ政治学ト之ニ接近スル諸学	11/18（火）
第四章 政治学ノ重要	copy of Yasuhara's note〔矢部欠席*〕
第五章 広義ノ政治学ト狭義ノ政治学	
第六章 政治学研究困難ノ原因	12/2（火）*
第七章 政治学構成ノ可能	12/4（木）〔12/9（火）休講*〕
第八章 政治学ノ研究法及淵源	12/16（火）*
本論	
第一篇 国家ノ政治的概観	
第一章 国家ノ性質	12/18（木）、1/8（木）〔帰省中矢部欠席*〕
第二章 政治及政策	1/13（火）*
第三章 国家ノ起源	1/20（火）
第四章 国家ノ盛衰及消滅	1/22（木）
第 <sup>(五)</sup> 章 国家存在ノ理由	1/27（火）*
第六章 国家ノ目的	2/3（火）、2/5（木）
第三篇 <sup>(マ)</sup> 社会ノ政治的觀察	〔2/10（火）、12（木）、17日（火）休講*〕
第一章 輿論（Public Opinion）	2/24（火）、2/26（木）最終日*

- ・矢部貞治「政治学 小野塚教授」（『オンライン版、矢部貞治文書』16-99、原本は政策研究大学院大学図書館所蔵）をもとに作成。
- ・「日付」のうち、\*の箇所は「矢部貞治日記（未刊行部分）」（『オンライン版 矢部貞治関係文書 補遺』8、9、原本は矢部家所蔵・衆議院憲政記念館保管）で補った。

「輿論」の力によって政党内閣が誕生したのである<sup>81)</sup>。そう仮定して矢部ノートを読んでみると、小野塚が「輿論」の定義を1924年度講義でより明確にしたことが判明した。

小野塚は『政治学大綱』で、輿論は「意見」、「公共（政治）問題ニ関スル意見」、「自由ニ発表サレタル意見」、「社会ニ於テ優勢ナル意見」と定義した<sup>82)</sup>。1924年度でもその4項目は変わらないが、第四「優勢」の定義を「一事件ニ干シテ一般公衆ノ注意ガ相当ニ喚起セラレ之ニ対スル意見ノ発表ガ相当ニ多クソノ中ニ於テ最モ有力ナル意見ヲ優勢ト称スルナリ」と明確に示すようになったのである<sup>83)</sup>。

ただ、定義を明確にしたことで、最も有力な優勢なる意見をどう判断するのかという問題が生じる。そこで小野塚は、「何人ガ優勢ナリト断定シ得ルカニ就キテハ漠然タリ」と認めつつ、「サレドソノ事件ニ比較的ニ利害干係少クシテ公平ニシテ聡明ナル人ノ判断ガ最モ正シ」とする。とはいえ、「何ニヨリテ優勢ナリト断定シ得ルカニ干シテハ簡単明白ナル標準ハ存在セ

ズ」と断りつつも、「仮定的標準」として、「下院議員選挙ノ経過及結果」、「上院議員民選ノ経過及結果」、「両院殊ニ下院ノ討議及票決」、「新聞雑誌及通信社ノ通信ニ現ハル、論説、報導」（補註「新聞雑誌等ニハ間接ニ読者ノ欲スルコトヲ多ク書クモノナレバソノ記事、報導ニヨリテ一般ノ傾向ヲ察シ得ルナリ）」、「各種団体ノ行動及諸集会ノ状況」、「各種ノ人々ニ直接ニ又ハ談話シテ得タル材料」（補註「此ノ最後ノモノハ James Bryce ノ書ニアリ」）の6つを列挙している<sup>84)</sup>。『政治学大綱』では、「輿論ノ成立ハ議会、新聞、出版、演説、談話、各種ノ挙動等ヲ概括シテ略之ヲ察知シ得可シト雖モ其成立ノ時ヲ明確ニ指定スルコト能ハサルナリ<sup>85)</sup>」としていたのに比べると具体化していることがわかる。

以上のような輿論「優勢」の定義やそれを判断する仮定的標準は、1923年度の私家版講義録では示されていない<sup>86)</sup>。逆に、1928年に印刷された私家版講義録（おそらく1927年度講義をもとにしている）には、矢部ノートとほぼ同じ内容が語られている<sup>87)</sup>。矢部が受

けた1924年度が転機であったことがわかる。

さらに、1928年印刷の講義録で注目すべきは、最後の第4編が「統政機関（執政機関殊に政党内閣について）」となっていることである<sup>88)</sup>。『政治学大綱』の編目構成でいけば、「政策本論」の第1章「国家機関」第4節「執政機関」に対応するが、政党内閣についての言及は少ない。むしろ「政策本論」の「政党」の節で、政党内閣は詳述されている<sup>89)</sup>。だが、1927年度講義では、輿論と政党を論じたうえで、最後に「執政機関殊に政党内閣について」講じたのである。その意図はもはや明瞭である。まさに執政機関として政党内閣を論じるべき状況が出現していたからである。1927年4月、若槻礼次郎・憲政会内閣にかわって田中義一・立憲政友会内閣が発足、6月には憲政会と政友本党が合同して立憲民政党が組織され、翌1928年2月には男子普通選挙制にもとづく初の衆議院議員総選挙が実施された。いわゆる「憲政の常道」の時代である。小野塚はこうした時代状況を意識して、最後の講義テーマを選び、講義を深化させたと考えるべきであろう。

だとすれば、1924年度講義もそう考えてよいはずだ。すなわち、「憲政の常道」の始まりを告げた護憲三派内閣が誕生したことを受けて、小野塚は最後の講義テーマに「輿論」を選んだのである。

では、小野塚は護憲三派内閣の誕生をどうみていたのだろうか。早くから「衆民主義」を標榜し吉野作造らに影響を与えた小野塚は、おそらく基本的には歓迎していた。しかし同時に、危機感も抱いていた。それは、ポピュリズム台頭への危惧である。大衆社会化状況において「輿論の世論化<sup>90)</sup>」「世論の特権化<sup>91)</sup>」が進み、代議制が機能不全に陥るのではないかという危機感である。だからこそ、「輿論 (Public Opinion)」なのである。「世論 (popular sentiments)」と区別すべき正しい「輿論 (Public Opinion)」の政治学的定義を明確化し打ち出したのだ。

小野塚は『政治学大綱』の時から、国家と社会を区別し、輿論の重要性を訴えていた。すなわち、国家機関の意見とは元首・政府・議会の意見の総称であるのに対し、輿論はそうした当局者の意見に対する「社会公衆ノ意見」であり、「政治的輿論」は「国家機関ノ意見ト独立シ是ト対照スルニ於テ頗ル重要」と述べていた<sup>92)</sup>。「衆民主義」者と呼ばれる所以である。

1924年度講義でも骨子は同じである。しかし、「国家ニ於テ優勢ナル意見ハ直接ニ実行力ヲ有スル当局者ノ意見ナリ。輿論ハ直接ニ実行力ヲ有セズ<sup>93)</sup>」（傍点筆者）と、輿論が国家意思に直結するわけではなく、

国家機関を担う当局者（元首・政府・議会）を媒介にして国家意思は形成されるものであることが強調されるようになる。代議制の擁護を意図したとみてよいだろう。

また、輿論の勢力の性質について、長所と短所に分けて3つずつ提示するようになった。長所は弾力性に富むこと、徹底的なること、心理的なることである。短所は漠然たること、極端に流れやすいこと、時・所・人を異にして公平を失しやすいことである<sup>94)</sup>。特に、短所を具体的に列挙したのは初めてである。政党内閣は誕生したものの、大衆への懐疑をもっていたことが窺われる。

その懐疑は大衆のみならず、政治家にも向かう。輿論の勢力の分量について、以下の説明が加わった。「代議制 (Representative Government) ノ流行ハ輿論ノ勢力ノ盛ナル証ニシテソノ制ノ下ニ於テハ輿論ハソノ特色ヲ維持シテソノ勢力ヲ逞ウス。而シテ、ソノ勢力ノ分量ハ政治家ノ成功ガ人民ノ信用ニ依ルコト大ナレバ大ナル程、輿論ノ政治家ニ及ボス勢力ハ大ナリ。次ニ人ノ種類ニヨリテ見レバ、識者ハ往々ニシテ自己ノ確信ニツキ、後ノ時代ノ人又ハ他ノ社会ノ人等ノ同情ニ重キヲ置キ、自己ノ周囲ニ有スル輿論ヲ重シクシテ重大ナル勢力ヲ有ス。又独立独立的、自治的ノ国民性 (民族性 national characteristic) ヲ有スル民族ニ於テハ輿論ノ勢力ハ模倣的、雷同的、依頼的国民性ヲ有スル民族ニ対スルヨリ比較的少シ。時代ノ種類ヨリ見ルナラバ宗教心乏シキ懐疑的時代、社会事情ノ変化急激セル過渡的時代 (Transition Period) ニ於テハ然ラザル時代ニ比較シテ輿論ノ力ハ大ナリ<sup>95)</sup>」。なお、ここでは日本に対する言及はないものの、1923年度講義録では、国民性と時代の箇所についてすでに言及しており、「英国ハ雷同性少シ。日仏等ハ兎角雷同シ易シ」「今ノ日本ハ概シテ懐疑的時代ナラン (世界一般モ然リ)」と述べている<sup>96)</sup>。だとすれば、世界的な懐疑的時代で、まして日本国民は雷同性しやすいため、輿論の勢力は相当に強いことになる。小野塚はそういった状況下で、日本の政党政治家が大衆迎合主義に陥らないよう注意を促しているのである。

したがって、小野塚は最後の項で、輿論に関する政策の必要を説く。「輿論ノ勢力ヲ現今ニ於テ既ニ強大ニシテ近キ将来ニ於テ益々強大ナラントスル兆候ガ現存ス。而シテソノ真価ハ従来区々ニシテ、近キ将来ニ於テ自然ニ必ズ向上スベキコトヲ予期シ難シ。然シ乍ラ、徹底的ニ現代ヲ批難シ、将来ヲ悲観スルノ根柢ハ

不十分ナリ。社会ノ将来ハ或限度内ニ於テ我々ノ意志ト努力トノ程度ニ応ジテ左右スルヲ得。輿論ノ真価ノ向上ニ干シ我々ノ努力ノ余地ノ存在ヲ認メザルベカラズ。従ッテ輿論ニ干スル政策ノ研究トソノ結果ノ実現トハ必要ナリ<sup>97)</sup>」。

ここで重要なことは、輿論の真価を向上させるための努力と政策研究をすべき「我々」の中心とは、小野塚自身であったことである。小野塚はこの直前に、輿論の真価を判断する標準を4つ挙げ、「輿論ノ真価ハソノ輿論ノ有スル同化力ニ比例セズシテ、同化力ノ中心ノ真価ニ比例ス」と『政治学大綱』と同旨を繰り返すのだが、矢部が補註に「同化力ノ中心トハ或意見ヲ云ヒ初メタル個人、政党、宗教家、政治家、学者ノ意味ナリ。ソノ中心ノ真価ニヨリテ輿論ノ真価モ大トナルナリ」と書いているからである<sup>98)</sup>。つまり、小野塚が1924年度講義の最後に、「輿論」をテーマに選んで内容を洗練させたのは、護憲三派内閣の誕生を受けて、自らが輿論の真価を高める同化力の中心たらんと積極的に立ち上がったきわめて実践的な営為だったのだ。そして、やがて政財界の中核で活動する法学部生に対しても、そうあるべきことをメッセージとして投げかけたのである。大学アカデミズムの世界にとどまり実証的研究に専念することを原則とした「衆民主義」者・小野塚の矜持が窺える。

小野塚は最後に、政府と人民が採るべき態度をそれぞれ7つずつ列挙して講義を閉じている。これは1923年度講義録でも論じられていたが、新たに加わった部分がそれぞれ2つある。

政府が採るべき態度については第一に、「輿論ノ発生トソノ発展トニ有利ナル環境ヲ準備スベシ」として、1923年度に掲げていた「言論ノ自由」と「教育ノ進歩」に加えて、「交通通信機関ノ発達」、「一般人民ノ生活程度ノ向上」を挙げるようになった。なお、後者には補註で「national minimumノ説ハ生活程度向上ノ便ナリ」と書かれている。小野塚もまた社会民主主義の必要性を論じていたのである。第二は新たな項目である。すなわち、「輿論ヲシテ適宜ニ国法上ノ努力ニ変スルコトヲ得ルベシ。而シテ国法上ノ規定ニ関シテハ出来得ル限り輿論ノ動揺ノ範囲ヲ過大ナラシメザルコトニ注意スベシ」として、補註に「Referendum, Initiative, Recall等ノ制度ニ付キテ云フナリ。極論ニ流レ易キヲ防グナリ。比例代表等コレ」とある。

人民が採るべき態度については2つとも新たに加わった項目である。第一は、「社会ノ民衆化トソノ複雑化トハ現代ノ特徴ナリ。分科的研究ノ担任者ハ公共

事件ノ専門的部分ニ干スル意見ヲ公表シテ輿論ヲ指導スベシ」である。既述の通り、輿論の同化力の中心たるべき自分自身と学生たちに向けられた言葉である。第二は、「現代ニ於ケル輿論構成及反対ノ重要機関タル新聞及通信ノ改良ハ記者、経営者、読者ノ共ニ分担スベキ一大任務ナリ」である。政府の項目に、輿論の環境準備として加わった「交通通信機関ノ発達」と対応するものであろう。大衆迎合主義に陥らず輿論の真価を向上させるマスメディアの健全な発達のためには、メディア関係者のみならず国民と政府もともに協力していくことを説いたのである。

小野塚の提言むなしく、その後の現実にはポピュリズム政治と化し戦争に突入していってしまう<sup>99)</sup>。しかし、小野塚の1924年度政治学講義は、護憲三派内閣の誕生を歓迎しつつも、同時にポピュリズムの出現可能性に危機感を抱き、「輿論 (Public Opinion)」の真価を向上させた健全な代議制の再構築をめざして、自らその同化力の中心たらんと政策提言への意欲を見せた後期小野塚政治学の画期であったことはたしかである。論壇での言論活動を控えた小野塚も、論壇で華々しく活躍した弟子の吉野作造と同様に立憲制の再構築をめざして動き出したのである<sup>100)</sup>。実際、小野塚は衆議院議員選挙革新審議会や貴族院制度調査会の委員として、これらの政策実現に向け奔走し、矢部もサポートすることになる<sup>101)</sup>。また、矢部が代議制危機を克服するための衆民政研究に取り組んだことは周知である。矢部の共同体的衆民政論は結果的に大政翼賛会へと帰結してしまうとはいえ、その問題意識は小野塚→吉野→矢部と確実に継承され、各々構築した理論にしたがって実践に励んだのである。

とはいえ、まだ政治学者を志してはいなかった学生時代の矢部は、後期小野塚政治学の画期であった1924年度最終週の「輿論」の講義をどう受けとめたのだろうか。それは日記には書かれていない。しかし、矢部は護憲三派内閣の誕生を注視し、日記に詳述していた。ここでは、そこから類推的に解釈してみよう。

まず、清浦奎吾内閣の総辞職と護憲運動についてこう記す。「昨日清浦内閣は総辞職したとの事だ。感激を伴はない政変だ。飄然と現はれて何もしないで飄然と去る。事業と云へば総選挙と御成婚奉祝と、その外至って下手な外債募集や等だ。不法の解散をやって天下を騒がせ、東京の復興を遅らせたことは罪悪の大なるものだ。然し悪は善の一面だ。この不法の解散によって日本全国に所謂護憲運動なるものを盛んにし、因循姑息な官僚的、足輕的、政治屋に唾を与へたこと

は清浦内閣時代の特筆すべき一事である。所謂護憲派の運動の真髄は今俄かに批評を許さぬけれど、とにかく特権内閣、時代錯誤的盲目漢に泡を吹かせて憲政の常政を守り憲政会をして第一党たらしめた国民の政治的自覚を示し、民主主義を標榜する三派を提携せしめたことは興味深き事柄である。後継内閣は明日中に大命降下ある筈であるから何とかなるだらう。勿論、加藤高明に下るだらうけれど、三派の協調を如何に保つかは重大な難関を為すに相違ない。閣僚中に入るも或は入らずして協調するも三派の巨頭の地位等につき色々の問題が起る。かゝる提携が如何にして協調を保たれ如何にして崩壊すべきかは政治現象中注目すべき面白い現象である。刮目して待つべし」（1924年6月8日条）。基本的には護憲三派が清浦内閣との差異化を図ろうとして流布した「デモクラシー」対「反デモクラシー」というレトリック<sup>102)</sup>の範疇にあったといえるが、清浦内閣を一定程度評価し、護憲運動の「真髄」の評価にも留保をつける冷静さを持ち合わせていた点では、そのレトリックを無批判に受け入れていたわけではなかったといえよう。

連立政権の誕生に暗雲が立ちこめた翌々日にはこう記す。「加藤内閣の組閣は我々の恐れた通り行き悩みの形となった。入閣率について加藤と高橋の意見が合はぬらしい。協調が破綻に導かれる極めて常套の道だ。最後のデスティネーションで結合される協調は少い。目先の目的が同一なので結合する。その目的が達せられて、第二段に進んだ時は既に決裂するのがオーディナリー・コースだ。三派は協調して政友本党を仆した。天下を分ける段になって議調はないのは極めてあり得べきことだ。こゝに相互に謙譲と感激とを必要とする。自己中心の思想では協調は不可能だ。三派の聯立内閣が出来ると仮定すれば、その内閣の結合が強固に行けば、嘗つて無い大きい仕事も出来るだらう。然しその反面にその最も弱点も此処に潜む。如何に解決されるとも加藤内閣の暗雲は既に萌したと云っていゝ」（6月10日条）。党利党略に趨りやすい政党への不信感がありつつも、党利党略を乗り越えて連立政権を誕生させ政治を刷新させていくことへの期待感の方が勝っていたようである。

そして期待した通り、党利党略を乗り越え、護憲三派内閣が誕生した。となれば、激賞のほかない。「俄然梅雨の後の快晴の如く、三派の協調は完成された。完全無欠の三派聯立の内閣が成立した。高橋総裁が単なる農商務大臣として入閣し、犬養毅が通信大臣として入閣し、共に反対党たりしが加藤総裁の下に立った

ことは日本憲政史上に特筆すべき美談である。この精神こそ協調を固める楔である。かくして党利私利の因襲の殻は破られた。日本の政界に感激が現出した。高橋総裁の人格は実に崇高な感激に充ちてある。従来のこざこざを云為するの要はない。党首の雅量は後世への美譚である。三派の協調は固かれ、護憲の礎は強かれ、俺は涙がこみ上げて来るのを感じる。高橋総裁を無限に懐しく思ふ。安達謙蔵氏は入閣を辞めて留守大将となった。協調に奔走した犬養毅氏に尊敬を払ふ」。この後、閣僚名簿を書くほどの激賞である（6月11日条）。既述の通り、この年始にマクドナルド労働党内閣成立を見て「日本の政治と二世紀位違ふ」と嘆いていたことからすれば、イギリスにやっと1世紀近付いたという気持ちであったのだろう。だからのちに、加藤高明の死を号外で知った時には、「感深し。原敬の暗殺を月の浮ぶ夜、一高の寮に聞いて以来のシクダ」と落胆した（1926年1月28日条）。

このように、矢部の護憲三派内閣に対する期待はかなり大きかった。しかし一方で、護憲運動の「真髄」の批評を留保したり、党利党略に趨りやすい政党への不信感をもち、それが連立政権の最大の弱点でもあることを指摘したりしていた。熱狂の中にも冷静さを保っていた。だとすれば、小野塚と基本的な立場は通底している。また前述したように、矢部は小野塚の政策提言の箇所で、補註に「national minimumノ説ハ生活程度向上ノ便ナリ」「Referendum, Initiative, Recall等ノ制度ニ付キテ云フナリ。極論ニ流レ易キヲ防グナリ。比例代表等コレ」を書き留めていた。矢部の持論、すなわち前者は社会民主主義への関心、後者は1年生夏休みの代議制度研究と一致するものであったからだろう。実際、矢部は小野塚の門を叩いて、代議制の危機を克服し、社会民主主義と調和する衆民政論の構築に励む。つまり矢部は、補註に書き留めた小野塚が示した2つの課題に政治学者として取り組む道を最終的に選んだのである<sup>103)</sup>。こうした状況証拠から推し量るに、小野塚が「輿論」の講義に込めたメッセージは、矢部にも伝わったとみてよいと思われる。

## 7. 末弘厳太郎 —労働法への興味—

矢部の社会民主主義に対する関心という点で注目すべきは、末弘厳太郎の労働法制講義に通年で出席し、講義筆記ノートを2冊残したことである。いずれも資料名では一高時代のノートとされているが、1冊目は表紙に「Labour Legislation」、1頁目冒頭に「労働法制 末弘教授」とあり、2冊目は表紙には何も書かれ

ていないが、3頁目冒頭に「労働法制 末弘教授／第二冊」とあった<sup>104)</sup>。

これは労働法学史にとって非常に画期的な史料である。というのも通説では、末弘の労働法制講義は特別講義として開講された日本初の労働法講義で、その開始年度をめぐっては1921年度・22年度の2説があり、当初は半期開講で、通年になったのは1942年度からであったといわれているからである<sup>105)</sup>。しかし、矢部ノートを見ると、3年目ないし4年目にあたる1924年度にはすでに通年で開講されていたことが判明したのである。1924年度が初めて通年で開講された年度であった可能性がある。さらに、本講義は、末弘の初期の労働法関係の論説をまとめ「わが国労働法学の古典」とされる『労働法研究』(1926年)にも先立つ<sup>106)</sup>。現在知られる最も早い講義録も1929年度のものである<sup>107)</sup>。矢部ノートは、日本の労働法学を切り拓いた初期末弘労働法学の体系を知りうる貴重な史料である。したがって、労働法学史の観点から、矢部ノートは大いに分析する価値がある。

とはいえ、門外漢の筆者には労働法学史の観点から分析する力はない。本稿では、講義の編目構成を示すにとどめたい(表5)。1冊目の最初に「講義ノ順序」が記されていたが<sup>108)</sup>、初期末弘労働法学の体系を示すため、実際のノート記述から章節タイトルを抽出した。なお、最終日は「末弘教授ノ労働法制講義ハ未完ノマヽ今日デ終ラレタ」(1925年2月12日条)という日記の言葉通り、ノートの最後には、数字なしの章タイトルと参考文献、要点のみが書かれていた<sup>109)</sup>。編目構成を見てみると、最初に示した章構成と変わっていることがわかる。末弘が試行錯誤しながら講義を進め、労働法体系を構築しようとしていたことが窺える。

では、矢部は末弘の講義をどう思っていたのか。日記には、初めて講義に出席した日にだけ感想を書いている。「今日、末弘厳ちゃんの「労働法制」の講義を聴いた。非常に面白い。丁度この時間は寛さんの行政法とぶつかるんだけど、之から行政をやめて置いて末弘を聴かうと思ふ」(1924年5月21日条)。必修科目の寛克彦の行政法を欠席するリスクを冒してまでも聴講したいと思うほど興味を抱いたのである。

ただし、矢部が出席したのは第2回からである。帝国大学新聞が、初回5月14日の様子を詳しく報じている。「赤門の新人と自他共に許すガンちゃん事末弘厳太郎教授の人気は何と云つてもまた大したもので、その『労働法制』の講義を聞かんものと水曜の八時から大

講堂はおすな<sup>〔くの字点〕</sup>おすなの大盛況」で、第1章序論は「労働法の発生、歴史範囲の問題」で、産業革命から論じた。「マルクス、エンゲルスの資本主義に対する観察は、実に驚くべき明透さを持つてゐる」として、国禁だった『共産党宣言』の一節や、その反対者としてクロボトキンの経済学説も紹介するものであった<sup>110)</sup>。矢部はその噂を聞きつけて、第2回の5月21日を聴きに行ったと思われる。そして、それに感銘を受けて、聴講し続けることにしたのだ。

矢部はその後2回欠席したものの、1年間出席し続け、熱心にノートをとった。後述する休んだ分の寛克彦の行政法は友人からノートを借りて筆写するのを怠っていたのと比べると、矢部の末弘の講義に対する意欲の高さが窺える。そもそもこのノートを残したという事実からも、社会民主主義に関心を抱いていた矢部にとって、末弘の講義は知的好奇心を満たすとともに、労働法の基礎的理解を形成するものであったと考えられる。

## 8. 寛克彦 一軽侮と感謝一

一方、末弘の講義に出席するために休むことになった寛克彦の「皇国行政法」講義(1924年11月29日条)を、矢部はどう思っていたのだろうか。

矢部は、末弘の講義に出たからといって、寛の講義をすべて休んだわけではなかった。行政法は毎週授業時数5なので、水曜日以外の講義には出席し<sup>111)</sup>、休んだ分は友人にノートを借りて写していた<sup>112)</sup>。しかし、それは毎回というわけではなかったらしい。1月末に試験に向けて、「行政の勉強にかゝらうとしてブラックをしらべたところ買って来た行政のプリントがまるで役に立たぬのでノートを二冊ばかりコピーしなければならなくな」り(1925年1月22日条)、25日までかかってなんとか写し終えたのだが、それを「下らぬドラッチャリーだ」(23日条)、「実につまらぬドラヂェリーだ」(25日条)と不満を漏らしている。つまり、矢部は私家版の講義プリントをあてにして、数日間朝から晩までかかって筆写するほどの分量を写すのを怠っていた。実際に試験勉強を始めたところ、あまり詳細なプリントではなく、わからない部分が出てきて「ブラックをしらべた」。これはおそらくブラック法律辞典であろう。だが、結局わからなかった。ブラック法律辞典は英米法必携の著名な法律辞典だが、寛独特の「皇国行政法<sup>113)</sup>」を理解するには力不足である。それで結局、友人のノートを2冊ほど借りて筆写する羽目になったのである。ノートの筆写を怠っ

表5 末弘厳太郎「労働法制」1924年度講義の内容  
特別講義（通年）

開講曜日：水曜午前（夏学期）・木曜（冬学期）

①ノートの最初に記された「講義ノ順序」

第一章 序論	第七章 労働協約ト従業規則
第二章 求職，職業紹介，失業保険ノ問題	第八章 労働争議（調停，予防）
第三章 労働契約ノ概念	第九章 労働災厄ト職業疾患及工場衛生
第四章 労働条件ノ法律的制限	第十章 労働者ノ共済制度ト労働保険
第五章 賃銀ニ関スル法制	第十一章 労働問題ニ関スル行政機関
第六章 労働組合法	第十二章 国際労働法

②実際の講義

目次	日付
[第一章 序論]	[5/14*] [5/21*]
[第二章] 職業紹介ト失業問題	5/28
第一節 序説	
第二節 職業紹介制度ト職業教育	6/4
第三節 失業保険	6/11
第三章 労働契約ノ概念	
第一節 労働契約ノ締結	6/18
第二節 労働契約ノ当事者	6/25
第三節 労働契約ノ性質	9/17朝*
第四節 労働契約ノ効果	
第五節 労働契約ノ終了	9/24
第六節 労働契約ニ附随スル各種ノ特約	10/1
第四章 賃銀	[10/8欠席*]
[矢部欠席のため、第四章の残りト第五章の前半は不明]	[10/15休講]
[第五章] 雇主ニ対スル関係	10/22
第六章 労働条件ノ制限	
労働時間ノ制限/労働シ得ル時期ノ制限（深夜業ノ禁止）	10/29
労働組合	11/6
現行法上ノ労働組合ノ地位/各地方ノ警察罰則/組合ノ権力能力/組合ニ関スル立法問題	11/13
労働者ニアラサルモノガ組合員トナルコトノ問題/組合員ノ加入及脱退ノ自由/労働協約ノ社会的意義	11/20
労働協約ノ法律的性質 [矢部欠席のため内容一部不明]	[11/27欠席]
[ここから第二冊]	
第七章 労働争議ニ関スル法律問題	
序説 労働争議ノ意義及各種ノ戦法	12/4, 12/11
第二 労働争議ノ戦術ノ合法性ノ限界	12/18
第三 刑事法規	[1/15・22休講*]
第四 私法的効果	1/29
第五 労働争議ノ解決ニ関スル法制	2/5
第八章 工場ノ安定及衛生	2/12 最終日*
第九章 共済組合ト労働保険	[時間切れ*のため、章タイトル、参考文献、要点のみ記されている]
第十章 労働行政ノ諸機関	
最終章 国際労働法	

・「[矢部貞治ノート（第一高等学校時代5）]」（『オンライン版 矢部貞治文書 補遺』109-05、原本は矢部家所蔵、衆議院憲政記念館保管）、「[矢部貞治ノート（第一高等学校時代6）]」（同上109-06）をもとに作成。  
 ・「日付」のうち、\*の箇所は「矢部貞治日記（未刊行部分）」（同上7～9）、※の箇所は『帝国大学新聞』1924年5月16日2面「教室めぐり 末弘厳太郎教授 労働法制序論 五月十四日八時～十時」で補った。

ていたことや、「実につまらぬ」「下らない」骨折り仕事 (drudgery) と不満を漏らしていることからすれば、矢部は笈の講義をあまり熱心に受講していなかったと考えられる。また、1月末から2月初旬にかけて、事前連絡のない休講が続いて、「朝又、笈高天原ガ無断デ欠席シタ」(2月6日条)と怒っている。無断休講が続いたことに腹を立てたという事情を差し引いたとしても、「笈高天原」と呼ぶあたりに、矢部が笈を軽侮していたことが窺われる<sup>114)</sup>。

しかし、単純に否定的な評価だけでは言い切れない。最終週の2月25日には、「笈サンハ講義モ終リニ近ヅイタノデ益々ソノ本髓ヲ發揮スル。笈サンニ一年間行政法ヲ聴イタノハ大キナ感謝ダッタト思ッテキル」と記しているからである。この「感謝」はどう捉えればよいだろうか。ここには、両義的な意味が込められているように思われる。

まずは穿った見方になるが、それまでの否定的評価をふまえば、末弘の労働法制講義を聴きに行けたことに対する「感謝」である。1924年度は美濃部ではなく、笈「高天原」が担当だったから<sup>115)</sup>、聴く価値がなく、友人のノートを書かせてもらって単位は取れそうだから、末弘の講義を聴きに行けたという皮肉の意味での「感謝」である。

しかし素直に読めば、笈の「皇国行政法」の「本髓」に触れたことに対する「感謝」と捉えることが自然である。ここで想起されるのは、のちに矢部が笈の還暦祝賀論文集に寄稿した論文「代表の社会的基礎<sup>116)</sup>」(1934年)で笈の事物根本関係論と国体論に学び、国民共同体をゲマインシャフトとゲゼルシャフトの「中間形態」と基礎付けたことである<sup>117)</sup>。この論文の執筆過程を日記で追ってみると、矢部は1933年1月24日の昼食時に、宮沢俊義から「笈先生の記念論文集を企てゝあるので賛助を願ふ」と依頼された。5月11日に笈の送別会をした後、6月下旬から「少しづつエリネックの機関論、代表論を読む。之は笈博士の記念論文集に「代理、代表、表現」といふ様なことを書いて見たいと思ふからだ」(6月20日条)と準備を始め、「今日ハ比較的眞面目に笈博士の「国家の研究」を読んで夕方一通り読了した。同博士の還暦記念論文集に代理、代表、表現と云ふ様な問題を書いて見たいと考へたのだが中々六ヶ敷しくて、出来るかどうか」(7月23日条)と悩みながらも、8月12日に原稿のあらすじを書き終えた。

このように、矢部が笈の還暦論文集だと聞いて、笈の『国家之研究』を精読する前に、「代理、代表、表

現」について書いてみたいと構想をもてたのは、事物根本関係論から説き始める笈の「皇国行政法」講義を学生時代に受けていたからこそであろう。くだらぬ骨折り仕事だと不満を漏らしながらもノートを筆写したうえで、「益々ソノ本髓ヲ發揮スル」笈の最終盤の講義を聴いてみると、何らかの示唆を得るものがあったのではないだろうか。夏学期に矢部に法哲学の妙味を初めて味わわせてくれた田中耕太郎もまた、笈の講義に法哲学的要求を充たされた1人であったことを考えれば<sup>118)</sup>、矢部が笈の「本髓」に触れて「大きな感謝」だったと思うようになって不思議ではない。助教授時代の日記には、「文藝春秋四月号に匿名で笈博士や杉村君を罵詈雑言してゐるけしからぬ奴がある」(1929年3月25日条)と書いており<sup>119)</sup>、笈に対する敬意をもつようになっていたことが窺える。

## 9. 土方成美 — 経済学への興味 —

矢部が2年生の時に興味をもった講義がもう1つある。土方成美<sup>せいび</sup>の財政学講義である。日記では「土方成美の財政が非常に面白い」(1924年5月15日条)と、2年生の講義の中で最も早くに興味を示した。そして、まもなく土方から演習についての話を聞き、「勉強したい意思是強いだけけれど暇がないので困る」(5月29日条)といつつ、演習にも参加するようになった(6月24日条、7月1日条)。

ただ、矢部の財政学への関心は全分野にわたるものではなかった。「財政ノ試験問題ニ「現行所得税法ノ改正ヲ論ズ」ト云フ問題ヲ出サレテ困ッテキル。今日土方ノ租税論ヲ読ンデ見タケレド全ク見当ガツカヌ。時間ヲ取ッテ仕様ガナイ」(1925年2月16日条)と記す一方で、翌日には「「財政上ヨリ見タル失業問題」ト云フ財政ノ課題ニ対シテ答案ヲ書キ上ゲル」(2月17日条)とあるからである。矢部は末弘の労働法制に1年出続けたことからわかるように、その関心はあくまで社会民主主義に関わる失業問題の方にあり、租税論は苦手だったようだ。高文試験の口述試験で、「土方ニ地方税ノコトデ散々油ヲシボラレタ。戸数割ノ課税標準ノ重軽ダトカ、雑種税ノ種類ダトカ、国税ト附加税トノ形式ノ差ダトカ、又制限率ヲ超エテ徴収シ得ル場合ダトカ極メテ細カイ問題ダッタ。失敗ナコトハ明ダ。殆ンド答ヘラレナカッタ」(1925年11月5日条)と記しているのがその証左である。

1年間土方の講義と演習に出た矢部は、最終日にこう記した。「午後土方成美教授ノ財政ノ講義モ最後ダッタ。一等最後ニ滔々トシテ流レ行ク社会主義的



生存権の思潮ニ対シテ反対ナルコトノ旗幟ヲ鮮明シテ終ツタ。土方氏ノ講義ハ兎ニ角ニ若々シイ熱ノアル真剣ナ講義デアルコトハ認メル。然シ一貫シテペダンティックナ色彩ガ強イコトモ否定シ得ヌ。「配分」ガ鼻ニ付ク(1925年2月27日条)。土方はこの年度に博士号を取得した後、マルクス主義経済学に挑戦する理

論書を次々に書き、非マルクス主義経済学の第一人者として名を馳せていく<sup>120)</sup>。矢部はそうした土方の若さと情熱に当初惹かれたが、接するうちに多少反発を覚えるようになっていったことが窺える。

(4) に続く

- 78) 矢部貞治「政治学 小野塚教授」(『矢部文書(政策)』16-99)第65画像目。
- 79) 南原繁・蠟山政道・矢部貞治『小野塚喜平次 人と業績』(岩波書店、1963年)114~124頁。なお、春名展生「地政学の政治学的受容」(『東京外国語大学論集』97、2018年)は、本論の4部構成には、地理学者ラッツェル(Friedrich Ratzel)と地政学者チェレーン(Rudolf Kjellén)の影響を指摘する。
- 80) 前掲南原ほか『小野塚喜平次』122~124頁。
- 81) 第一次護憲運動が都市部にとどまったのに対し、第二次護憲運動は農村部にまで広がり地方政界をも再編するものであった。参照、伊藤之雄『大正デモクラシー』(岩波ブックレット、1992年)51~52頁。最新の研究動向については、小山俊樹「第二次護憲運動と加藤高明内閣」(筒井清忠編『大正史講義』ちくま新書、2021年)が簡潔にまとめており便利である。
- 82) 小野塚喜平次『政治学大綱』下巻(博文館、1903年)94~101頁。
- 83) 前掲矢部「政治学 小野塚教授」第66画像目。
- 84) 同上、第67画像目。
- 85) 前掲小野塚『政治学大綱』下巻、102頁。
- 86) 小野塚喜平次述『政治学』(矢田長次郎〔非売品〕、1924年)93~94頁。
- 87) 小野塚喜平次講述・吉野作造講述『政治学 政治史』(国文社出版部〔非売品〕、1928年)98~99頁。なお、1926年度から学科規程が改正され、学期制から学年制に変更された。政治学は2年生科目であることは変わらなかったが、1年を通して講義がおこなわれるようになった。参照、前掲『東京帝国大学五十年史』下冊、710~715頁。
- 88) 前掲小野塚・吉野講述『政治学 政治史』119頁以下。
- 89) 前掲小野塚『政治学大綱』下巻、86、127~130頁。
- 90) 佐藤卓己『輿論と世論』(新潮選書、2008年)第1章。
- 91) 住友陽文『皇国日本のデモクラシー』(有志舎、2011年)第2章。
- 92) 前掲小野塚『政治学大綱』下巻、100~101頁。
- 93) 前掲矢部「政治学 小野塚教授」第67画像目。
- 94) 同上、第69画像目。
- 95) 同上、第68~69画像目。
- 96) 前掲小野塚述『政治学』95~96頁。
- 97) 前掲矢部「政治学 小野塚教授」第70~71画像目。
- 98) 同上、第70画像目。
- 99) 筒井清忠『戦前日本のポピュリズム』(中公新書、2018年)。
- 100) 前掲住友『皇国日本のデモクラシー』は、吉野作造の

- 「民本主義」を、大衆社会化状況への対抗原理にして立憲政体再編のための規範と読み解く(83~87頁)。
- 101) 前掲南原ほか『小野塚喜平次』238頁以下。前掲波田「矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開」(一)91~100頁。佐々木研一朗「衆議院議員選挙革正審議会における小野塚喜平次」(『法政論叢』56-2、2020年)。
- 102) 松本洋幸「清浦奎吾内閣と第二次護憲運動」(『比較社会文化研究』2、1997年)。
- 103) 春名信生『人口・資源・領土』(千倉書房、2015年)は、小野塚が国家の「膨張」を提唱した帝国主義者であったことを明らかにし、そのために「衆民主義」、社会政策の必要を説いていたことを指摘する。だとすれば、矢部の共同体的衆民政論と「大東亜共栄圏」論は、小野塚政治学を正しく継承したものであったのではないだろうか。詳細な検討は他日を期したい。
- 104) 「[矢部貞治ノート(第一高等学校時代5)]」(『矢部文書(憲政)』109-5)第1~2画像目、「[矢部貞治ノート(第一高等学校時代6)]」(『矢部文書(憲政)』109-6)第3画像目。
- 105) 石井保雄『わが国労働法学の史的展開』(信山社、2018年)3~5、428~429頁。なお、石井は1921年説を取る。教授会議事録を用いた前掲『東京大学百年史』部局史1によれば、1921年2月に「来学年特別講義として〔中略〕労働法制(末弘助教授)の開設を決定」し(173頁)、翌22年6月にも「末弘教授労働法特別講義開始を了決」し(176頁)、10月「労働法制講義(末弘教授)決定。十八日より授業開始」を決定したとある(177頁)。
- 106) 末弘『労働法研究』については、前掲石井『わが国労働法学の史的展開』48~66頁。
- 107) 現存する末弘の労働法講義録を比較分析したものととして、同上、427~451頁。
- 108) 前掲「[矢部貞治ノート(第一高等学校時代5)]」第2画像目。
- 109) 前掲「[矢部貞治ノート(第一高等学校時代6)]」第18~19画像目。
- 110) 『帝国大学新聞』1924年5月16日2面「教室めぐり 末弘巖太郎教授 労働法制序論 五月十四日八時~十時」。
- 111) 夏学期は木曜日(1924年9月12日条)、冬学期は金曜日(1924年11月7日条、1925年1月16日条、2月27日条)と土曜日(1925年2月7日条)に出席した記述がある。
- 112) 「矢部日記」1924年6月5、23、26日条、11月29日条、

- 1925年1月22、23、25日条。
- 113) 詳しくは、西田彰一「笈克彦の『皇国行政法』論」(『産大法学』54-3・4、2021年)参照。
- 114) 学生の間では、笈を「古神道」「高天原」とやや軽侮して呼ぶことがあった。たとえば、土方成美『事件は遠くなりけり』(経済往来社、1965年)は学生時代に、一緒にいた末弘巖太郎が笈を指さして「おい、あれが古神道だ」と囁いたことを覚えているという(78頁)。
- 115) 行政法講座は美濃部(第一講座担任)と笈(第二講座担任)が、隔年で講義を担当する体制をとっていた。参照、『帝国大学新聞』1926年2月15日2面「科目担任の教授変動 来年の法学部」。
- 116) 矢部貞治「代表の社会的基礎」(杉村章三郎編『笈教授還暦祝賀論文集』有斐閣、1934年)。
- 117) 拙稿「昭和戦前期の国体論とデモクラシー」(『日本歴史』777、2013年)77~79頁。
- 118) 田中耕太郎『私の履歴書』(春秋社、1961年)35頁。前掲土方『事件は遠くなりけり』も、笈の講義につ

- いて「教室は教会ではないといって、蔭口を叩いていた学生もたまにはあったが、博士が拍手を打たれる時大体において学生は笑わなかった。博士の態度が荘重であり、述べられる内容が、「表現帰一の哲理」とか何とかいって、甚だしく哲学的であったからかも知れない。〔中略〕乾燥無味な法律の条文解釈にあきあきしていた学生の相当部分が、この笈先生の講義に引きつけられた」とする(77頁)。学生間での笈の講義に対する評価については、西田彰一『躍動する「国体」』(ミネルヴァ書房、2020年)48~54頁が詳しい。
- 119) 矢部が憤慨している記事は、E-L-M「当世学者気質」(『文藝春秋』7-4、1929年)。
- 120) 立花隆『天皇と東大』下(文藝春秋、2005年)519頁。

〔附記〕本稿はJSPS科研費(20K13168)の助成を受けたものである。

(2021. 8. 27 受理)